

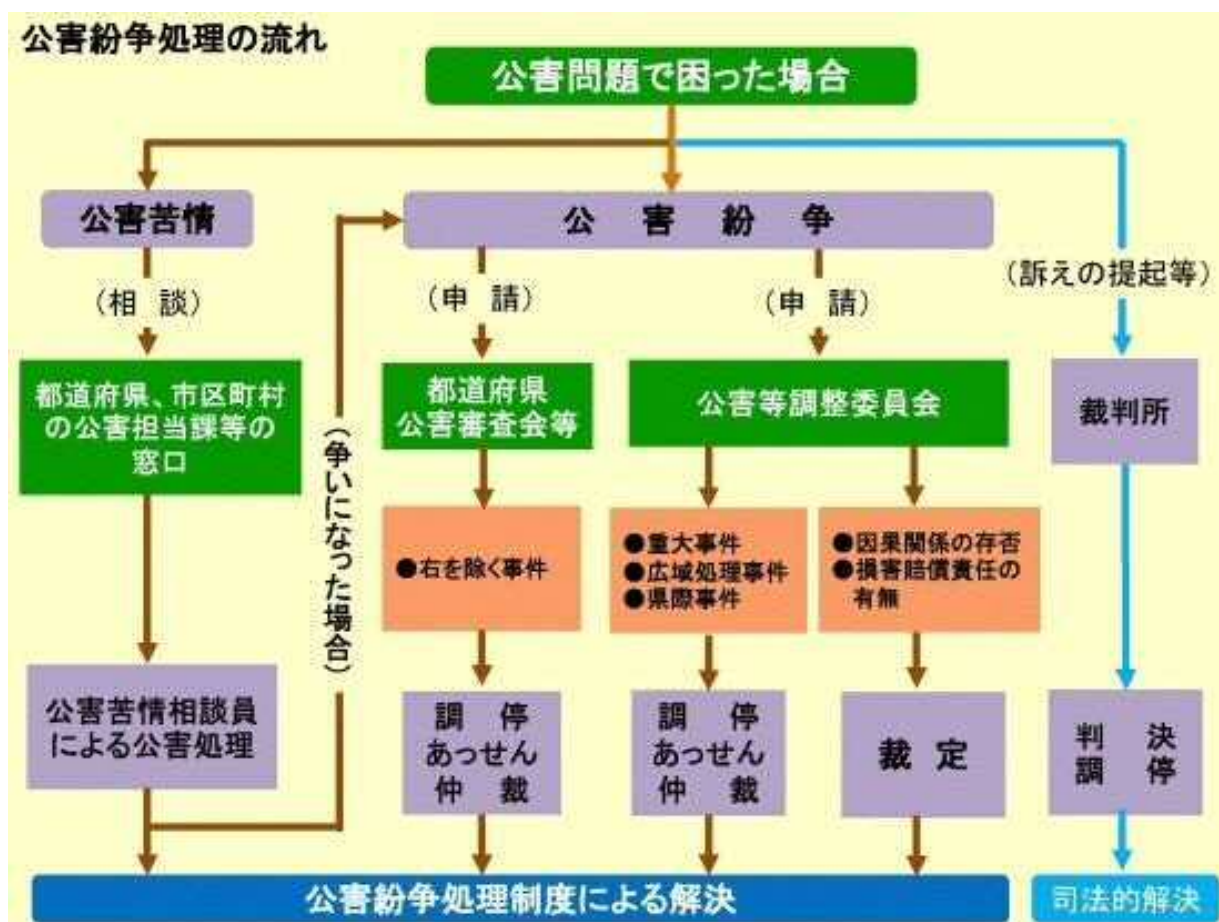
公害審査会の業務について

1 公害紛争処理制度

公害に関する問題・紛争が生じた場合、その解決方法には主に次の3つのものがあります。

- ① 市町村又は県の公害苦情相談窓口相談する。
→法令に基づく規制や行政指導による問題・紛争の解決を図る。
- ② 訴訟の提起、民事調停の申立て等の司法手続をとる。
→判決、当事者の互譲及び合意（調停の成立）による問題・紛争の解決を図る。
- ③ 公害紛争処理法に基づき、県の公害審査会又は国の公害等調整委員会に調停等（調停、あっせん、仲裁）の申請をする。
→当事者の互譲及び合意（調停等の成立）による問題・紛争の解決を図る。

福岡県公害審査会は、③の公害紛争処理法に基づく調停等の手続を所掌します。



2 福岡県公害審査会とは

公害紛争処理法第13条により、都道府県は都道府県公害審査会を置くことができますとされています。

福岡県では、この規定を受けて昭和46年に福岡県公害審査会（以下「審査会」という。）を設置しました。

- 審査会は、公害に関する民事上の紛争について、公正・中立な立場で、調停、あっせん、仲裁を行う組織です。
- 審査会は15名の委員で構成されています。この中から審査会会長が指名した委員（調停及び仲裁の場合は3名、あっせんの場合は3名以内）が委員会を組織して（ex 調停委員会）、調停、あっせん、仲裁を行います。
- 15名の委員は、弁護士や公害問題に関する専門家等で構成され、県議会の同意を得て知事が任命（任期3年）します。（公害紛争処理法第16条第1項）
- 公害紛争処理法施行規則第1条第1項は、「公害審査会の委員の名簿を希望者の閲覧に供しなければならない。」と規定しており、本県では、委員の「氏名」「職名」「任命期間」について県のホームページに掲載しています。

	あっせん	調停	仲裁
制度の性格	当事者による自主的な解決に比重が置かれています。	委員会が紛争の解決に向けて働きかけます。	裁判所において裁判を受ける権利を放棄し、仲裁委員に判断を委ねるという仲裁契約の締結が前提となります。
期日	必ずしも期日を開く必要はありません。	当事者が出席する期日を開くのが原則です。	当事者が出席する期日を開くのが原則です。
合意成立の効力	○ 当事者間の合意で和解が成立します。 ○ 和解契約書(合意)の内容について直ちに強制力が働くものではありません。 ○ 強制執行を求めるには、改めて訴訟を提起し債務名義（民事執行法第22条）を得る必要があります。	○ 当事者間の合意で調停が成立します。 ○ 調停調書(合意)の内容について直ちに強制力が働くものではありません。 ○ 強制執行を求めるには、改めて訴訟を提起し債務名義（民事執行法第22条）を得る必要があります。	○ 仲裁委員の判断により仲裁判断が行われます。 ○ 仲裁判断は確定判決と同様の効力を有します。 ○ 強制執行を求めるには、執行判決を求める訴えを提起する必要があります。

3 審査会が扱う紛争とは

相当範囲にわたる典型7公害で、かつ、民事上の紛争です。(公害紛争処理法第2条)

① 「相当範囲にわたる」とは

人的・地域的に相当程度の広がりがあるという意味です。単なる近隣トラブル(隣家のテレビの音がうるさい等)は対象となりません。

② 「典型7公害」とは

大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭をいいます。(環境基本法第2条第3項)

③ 「民事上の紛争」とは

損害賠償の請求、操業の差し止め、公害防止対策の実施等について争うものです。行政処分(許可・認可など)の取消しや行政庁による規制権限の行使をめぐる紛争は「行政事件」と呼ばれ、民事上の紛争と区別されており審査会が扱う紛争に該当しません。

※ 上記に該当しない紛争に係る申請は却下されることになります。

※ 重大な被害をもたらす公害や航空機や新幹線の騒音などに係る特別な公害等については、国(総務省)の公害紛争処理機関である「公害等調整委員会」が取り扱います。(公害紛争処理法第24条第1項)

※ 防衛施設に係る公害は取り扱いません。(公害紛争処理法第50条)

4 調停の申請を受け付けるための要件(福岡県公害審査会の運用)

① 騒音規制法、大気汚染防止法等の公害法令で規制できないものであること。(規制基準に達していない場合を含む。)

法令で規制可能な場合は、まず法令での規制・指導を行うよう行政庁に求めることとします。

② 紛争が一定程度成熟していること。

当事者間の話し合いや市町村を介しての協議等を一定程度経た上で、それでも紛争の解決が見込めない場合をいいます。

5 調停制度について

(1) 制度のあらまし

調停とは、調停委員会が紛争の当事者（申請人、被申請人及び利害関係人）を仲介し、当事者の互譲による合意に基づいて紛争の解決を図る手続です

具体的には、調停委員会が当事者双方の意見を聴いたうえで、現地調査・測定、関係機関からの資料収集、専門的知見に基づいた紛争解決のための方策案の提示等を行って当事者の合意（調停調書）を形成するものです。手続が厳格な裁判に比べ、より簡易迅速な紛争解決が可能となります。

この制度は、あくまで当事者の合意に基づき紛争を解決するもので、裁判のように紛争を一刀両断的に解決するものではありません。また、調停手続の中で必ずしも事実関係を明確化する必要もありません。このため、当事者の互譲により円満に紛争を解決することが望ましい事案に適った制度といえます。

(2) 手続き（7頁「調停手続の流れ」を参照してください。）

- ① 調停の申請は、所定の事項を記載した「調停申請書」を審査会事務局（県自然環境課）に提出することにより行われます。公害の被害者に限らず紛争の当事者であれば公害発生者の側から申請することもできます。
- ② 申請書の写しは被申請人（相手方）に送付され、被申請人は申請書の記載内容等に反論する「意見書」を作成し審査会に提出することができます。
- ③ 審査会会長の指名を受けた3名の委員からなる調停委員会が構成され、以降、調停委員会の判断のもと調停手続が進められます。調停委員のうち1名の委員は弁護士の委員とし、当該委員が調停委員長を務めます。
- ④ 調停委員や当事者の日程調整を経て第1回目の調停期日（手続きが行われる日時・場所のことを「期日（きじつ）」といいます。）が開催されます。期日は県庁で行われ所要時間は概ね2時間半程度です。期日と次回期日との間隔は、資料の収集・作成や出席者の日程を調整する必要から2ヶ月程度となります。
- ⑤ 当事者は、期日に出席して被害の実態や公害防止対策等について意見を述べたり、意見を補足する文書や資料を提出します。調停委員会は当事者や参考人からの意見聴取、現地調査・測定、関係機関からの資料収集などを行いながら当事者間の合意点を探ります。期日は、当事者の一方のみの出席を求め開催することもできます。
- ⑥ 測定の実施や資料の収集・整理等の作業は、調停委員会の指示を受け、審査会事務局が行います。
- ⑦ 通常、期日の前後に調停委員会を開き、手続きの進め方等について話し合います。期日以外の日にも調停委員会を単独で開催することもできます。

⑧ 当事者が合意に達すると調停が成立します。この場合、調停委員会は合意の内容を記した調停調書を作成し、これに当事者及び各調停委員が署名します。

一方、これ以上調停手続を進めても合意に達する見込みがないと判断した場合、調停委員会は調停を打ち切ることができます。調停開始から調停成立（又は打ち切り）までの所要期間は概ね１年～１年半です。

（３）調停の成立とその効果

調停が成立した場合、調停調書は民法上の和解契約としての効力を有し、調停成立後は当事者が自主的に義務を履行することになります。

義務が履行されない場合、当事者は審査会に対し「義務履行の勧告（※）」を申し出ることができますが、直ちに民事執行法に基づく強制執行ができるわけではありません。強制的に履行を実現するためには改めて訴訟を提起する必要があります。（調停条項の性格により法的効力は異なります。）

【調停条項の性格による法的効力の違い】

法的効力 条項の性格	義務が履行されない場合	
	訴訟の提起	義務履行勧告の申出
①権利義務関係を定めた条項（効力条項）	可	可
②具体的に努力義務を定めた条項	不可	不可
③抽象的な道義的義務を定めた条項	不可	不可

※ 義務履行の勧告（公害紛争処理法第４３条の２）

調停成立後、調停調書で定められた義務を正当な理由がないのに果たさない人に対し、審査会は、相当と認める場合、義務を履行するよう勧告を行うものです。

この勧告がなされるためには、その義務につき権利を有する人が審査会に申し出る必要があります。

（４）調停委員会の権限

調停委員会は、一方の当事者の主張が妥当であると認定したり、一方の当事者に特定の措置を取るよう命令することはできません。また、紛争で問題となっている場所に強制的に立ち入ったり、文書や物件の提出を強制する権限もありません。

ただし、重大な被害をもたらす公害に係る事案についてはこの限りではありません。（公害紛争処理法第３３条第２項）

（５）調停手続の非公開

調停の手続（申請から終結に至るまでの手続全般）は非公開とされます。非公開とは、調停期日に当事者、代理人及び出席させることが調停の進行上必要である者（参考人、関係自治体の職員、当事者である患者の家族等）以外の者の出席・傍聴が認められないことはもとより、第三者に将来にわたり関係資料の閲覧を認めないことも含みます。

これは、当事者が胸襟を開き率直に意見を述べ合い紛争の実情を明らかにし、当事者の互譲を図るためには、期日で述べられる意見や提出される資料等を部外者に公開しないことがより適正であると考えられるためです。

（６）代理人

当事者は、調停手続について「弁護士」「弁護士法人」「調停委員会の承認を得た者」を代理人とすることができます。

弁護士及び弁護士法人以外の者を代理人にする場合に調停委員会の承認を必要とする趣旨は、いわゆる事件屋、示談屋のような者の介入を排除するとともに、調停手続を代理人として担う力量の有無を審査しようとするものです。

代理人は、調停期日に単独（当事者不在）で出席し意見を述べることもできます。

